

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対する市民意見の収集と反映

1 市民懇談会 参加者数

開催日	開催場所	参加者数
平成26年11月15日(土)	小平健成苑	21名
平成26年11月18日(火)	やすらぎの園	38名
平成26年12月 1日(月)	喜平図書館	16名
平成26年12月 2日(火)	小川ホーム	22名
平成26年12月 4日(木)	中央公民館	14名
	合計	111名

2 パブリックコメントの応募者数（※ 電子メール、ファクシミリによる）

実施期間	受付人数	受付団体数
平成26年11月14日(金)～12月13日(土) 実施	3名	1団体

3 意見の件数

	件数
市民懇談会（アンケート含む）の意見数	49件
パブリックコメントの意見数	10件
合計	59件

4 意見等の内容による分類

	件数
第1章 計画策定にあたって	0件
第2章 市の現状と課題	0件
第3章 計画の基本的な考え方	3件
第4章 重点的な取組	25件
第5章 施策の取組	23件
第6章 介護保険事業の見込量と介護保険料	3件
第7章 計画の推進体制	4件
素案全体	1件
合計	59件

5 意見の反映状況

反映状況	件数
意見を反映	2件
一部反映	7件
反映済み	12件
参考意見	38件
反映しない	0件
合計	59件

6 意見への対応

第3章 計画の基本的な考え方

○地域包括支援センターについて

	意見の概要	意見への対応	反映状況
①	計画（素案）の 60～64 ページ 市の出先機関ともいえる地域包括支援センターの支援を必要とする人を能動的に把握していくことにつながることを期待している。	計画の 53～55 ページ 地域包括支援センターでは、基本チェックリストの未提出者等への訪問等による把握を行い、適切なサービスの導入につなげています。	参考意見
	計画（素案）の 61～62、92 ページ 地域包括支援センター、見守りボランティアの役割は大きい。研修の充実、資格制度について考えるべきである。	計画の 53～54、78 ページ 地域包括支援センター職員は、国や東京都、市による研修に参加し、資質の向上に努めています。介護予防見守りボランティア登録者は、交流会やフォローアップ研修に参加いただいている。 資格制度については、現在は考えておりません。	
③	計画（素案）の 60～64 ページ 地域包括支援センターの占める割合が大きくなるので、対策が必要。	計画の 53～55 ページ 地域支援事業が幅広く見直されますので、地域包括支援センターの機能強化について記述しています。	反映済み

第4章 重点的な取組

○介護予防・日常生活支援総合事業の整備について

	意見の概要	意見への対応	反映状況
①	計画（素案）の 67～69 ページ 新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）は、27年4月の実施は無理か。	計画の 52、58～60 ページ 介護予防・日常生活支援総合事業だけでなく、生活支援サービスの体制整備を推進させながら、地域支援事業全般の充実を図り、介護予防・日常生活支援総合事業の早期実施に向けて対応していくことを記述しました。	一部反映
	計画（素案）の 67～69 ページ 新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）のサービスの体系が分かりにくいため、利用者に分かりやすく伝える方法を考え、何故多様なサービスをするのか、根拠をしっかりと説明できるような制度をつくっていく必要がある。	計画の 58～60、79～80 ページ 3章に、地域支援事業のさらなる推進についての記述を追加し、4章では、介護予防・日常生活支援総合事業として検討する事業について、わかりやすい記述と表に変更しました。 今後も、丁寧な制度の説明に配慮して、周知に努めていきます。	
③	介護予防・生活支援の基盤整備は、具体性にかける。わかりにくい。		意見を反映

	計画（素案）の 67～69 ページ	計画の 58～60 ページ	
④	基準緩和については、介護報酬の低下は現場のヘルパーの給与に跳ね返ってくるので、その点も配慮して新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）をつくってほしい。		
⑤	ボランティア等の役割の明確化と、様々なトラブルに巻き込まれないための万全の対策を講じてほしい。	介護予防・日常生活支援総合事業の仕組みを構築していくために、関係機関の状況を踏まえ、サービスの実施基準等を整備します。	参考意見
⑥	ホームヘルプサービスやデイサービスについてのサービスの基準緩和が示されおり、サービスの質の低下が懸念される。要支援のサービスを基準緩和せずに、小平市独自の施策として充実させる。少なくとも、現在の基準で実施してほしい。		
⑦	計画（素案）の 67～69 ページ 今までのヘルパー的な形とボランティアの行うところをはっきり区別して、受ける人の不安を和らげることが必要。	計画の 58～60 ページ 介護予防・日常生活支援総合事業の中で、担い手としてのボランティアの活動の場がどのようになるか、などを十分に検討した上で、利用者に配慮した内容でサービスの実施基準等を整備します。	参考意見
⑧	計画（素案）の 67～69 ページ 要支援 1・2 がなぜ地域支援事業に吸収されるのか不明。	計画の 58 ページ 要支援 1・2 の認定者は保険給付の一的な基準ではなく、柔軟な支援により、自立意欲の向上につなげていくことが期待されているので、多様な生活支援のニーズに対応していくために、地域支援事業に移行していくことを記述しています。	反映済み
⑨	計画（素案）の 67～69 ページ 介護予防のために時間とお金をかけてほしい。	計画の 58～60 ページ 介護予防をさらに推進させるため、介護予防・日常生活支援総合事業として、介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業を早期に実施し、充実を図ります。 その説明の記述を追加しました。	一部反映
⑩	計画（素案）の 67～69 ページ 新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の基盤整備の進行状況を公表してほしい。	計画の 58～60 ページ 介護保険運営協議会における協議や報告の機会に、継続的な進行状況の公表を行います。	参考意見
⑪	計画（素案）の 67～69 ページ 「生活支援コーディネーター」はどのような資格の人となる（採用される）のか。	計画の 58～60 ページ 「生活支援コーディネーター」は、市民活動への理解があり、多様なサービス提供主体と連絡調整をしていくことができる方に依頼していく必要があると考えています。	参考意見

⑫	計画（素案）の 67～69 ページ	計画の 58～60 ページ	参考意見
	民間企業等の家事援助について、電球交換や家具の移動のような、高齢者によっては難しく、そのようなケースでも相談を受けた際に早々の対応が出来るのか。	電球交換や家具の移動などの軽微な家事援助が、安価で迅速に対応できるサービスを、民間企業を含めた様々な団体に担っていただきたいと考えています。	

○見守り体制の充実について

	意見の概要	意見への対応	反映状況
①	計画（素案）の 70～72 ページ	計画の 61～63 ページ	参考意見
	介護予防見守りボランティアが重点事業に挙げられているが、無料のボランティアに頼るのは自治体の手抜きである。	高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らし続けるためには、地域全体で高齢者を見守る体制が必要だと考えています。民生委員の活動や地域包括支援センター、社会福祉協議会等による専門的な見守りだけでなく、団塊の世代が75歳以上になる2025年（平成37年）を見据え、地域のボランティアによる見守りを展開していくことも重要であると考え、重点事業の1つとしています。	

○認知症施策の推進について

	意見の概要	意見への対応	反映状況
①	計画（素案）の 70～75 ページ	計画の 61～66 ページ	反映済み
	認知症高齢者が街を徘徊してもみんなで見守ることができる街にしてほしい。	「見守り体制の充実」、「認知症施策の推進」を重点的な取組とし、高齢者の孤立を防ぎ、様々な担い手と地域全体で高齢者を見守るネットワークを整備していくことを記述しています。	

○在宅医療・介護連携の推進について

	意見の概要	意見への対応	反映状況
①	計画（素案）の 76～77 ページ	計画の 67～68 ページ	参考意見
	在宅医療にもう少し力を入れてほしい。（2件）	在宅医が少ないことを認識しているので、小平市医師会とともに、在宅医療・介護連携の推進を十分に検討して実施していきます。	
②	計画（素案）の 76～77 ページ	計画の 67～68 ページ	参考意見
	訪問医の存在が重要だが、小平市の医師会ではどのような見解・方針なのか。その情報は、広く市民に示してほしい。	小平市医師会は在宅医が少ないことを認識されているとともに、在宅医療・介護連携の必要性もご理解をいただいておりますので、十分に検討を重ね、事業を実施していきます。	

	計画（素案）の 76～77 ページ	計画の 67～68 ページ	
④	計画に在宅介護を掲げるのはよいが、現状として医療のケアが全然ない。 ケアを準備してから言ってほしい。計画だけ立てて、実体が伴わないということのないように。		
⑤	在宅介護、在宅医療は高齢者の願いであるが、家族の世話になれない人が多くなる中で、細やかな体制がない限り単なる安上がりの政策になる。		
⑥	在宅医療・介護連携の推進が地域包括ケアシステムで最も重要で難しいこと。支援、規制等の考えを2・3年中には示してほしい。	在宅医療・介護連携の推進を重点的取組としておりますので、取組の方向のとおり、多職種に及ぶ関係機関の連携を強化するとともに、小平市医師会と十分な検討を重ね、実施していきます。	参考意見
⑦	中重度の要介護者が自宅で安心して生活するためには、24時間対応の往診医が必要。個人情報を医者、看護師、介護士で共有し、365日の在宅療養を支える医療体制をこの計画の3年間でしっかり作っていく必要がある。		

第5章 施策の取組

○介護予防や健康づくりの推進について

	意見の概要	意見への対応	反映状況
①	計画（素案）の 85～94 ページ 学校の屋内運動場を開放して、健康器具を自由に活用できるようにしてほしい。	計画の 73～80 ページ 市立小中学校の体育館は、団体と個人向けの2種類の形態で開放していますので、その範囲でご活用いただきたいと思います。	参考意見
②	計画（素案）の 85～94 ページ 介護予防のため、地域センターに運動器具があるとよい。	計画の 73～80 ページ 地域センターの機能と役割においては、運動器具の設置・管理をすることは困難と考えています。	参考意見
③	計画（素案）の 85～94 ページ 認知症予防のため、マージャン等初心者が学べる機会があるとよいと思う。	計画の 78 ページ マージャンも認知症の予防に効果があるといわれてますが、市は介護予防普及啓発事業や認知症予防事業で、主に運動を中心とした内容を実施しております。	参考意見

	計画（素案）の 85～94 ページ	計画の 78～79 ページ	参考意見
④	認知症予防のため、運動できる場所が身近にあるとよい。	運動は認知症予防に効果的です。市では、介護予防普及啓発事業や認知症予防事業を行い、居室でもできる体操などをご紹介しています。	
⑤	高齢者が5・6人でリハビリ活動ができる場所があればいい。	また、住民運営の集いの場などには、地域のリハビリテーション専門職等による支援を行っていきます。	

○生活支援サービスの充実について

	意見の概要	意見への対応	反映状況
①	計画（素案）の 95～105 ページ 困った時にどこに伝え相談したらよいか、明確に広報してほしい。	計画の 81 ページ 地域包括支援センターを高齢者の様々な相談窓口として位置づけ、記述しています。今後も周知に努めます。	反映済み
	計画（素案）の 95～105 ページ 虐待を疑うケースや、援助が必要だと思われる人を発見した際、地域包括支援センターや市に伝えることを、個人情報保護法より優先させ、その行為を保障してほしい。	計画の 53～55、81 ページ 市や地域包括支援センターは、通報等による個人情報を保護することとなっており、その行為を保障する仕組みになっていると考えています。	
③	計画（素案）の 95～105 ページ 小学校区に、空き家を市が借り上げて、住民に運営を委託し、身近なご近所さんが集まる居場所を作ってほしい。	計画の 86 ページ 公共施設の利用だけでなく、空き家等を活用して住民が運営する高齢者の居場所での活動を支援していきます。	参考意見
	計画（素案）の 95～105 ページ 高齢者が自発的に活動できるように、外出のための足の確保をしてほしい。	計画の 88 ページ 交通利便性の向上により高齢者や子育て中の方等、市民の活動を促すため、コミュニティバス及びコミュニティタクシーの運行を行っていくことを記述しています。	

○介護サービスの充実について

	意見の概要	意見への対応	反映状況
①	計画（素案）の 106～115 ページ 住み慣れた自宅で住み続けられることがとても大事である。	計画の 89～92 ページ 介護を必要とする高齢者の方が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、地域密着型サービス等の整備を進め、多様で柔軟な介護サービスの拠点の充実を図ることを記述しています。	反映済み
	計画（素案）の 106～115 ページ 施設も必要。在宅訪問介護もきめ細かく必要。充実させてほしい。	計画の 89～92 ページ 特別養護老人ホームや地域密着型サービス等の整備目標を明確に記述しました。	
②			一部反映

	計画（素案）の 106～115 ページ	計画の 89～92 ページ	
③	住み慣れた今住んでいる自宅で最期までということにこだわりたいが、施設を含めた住宅では、近所の人の居場所になるような、地域に開かれたものになるよう、市が主導してほしい。	多様で柔軟な介護サービスの拠点として、地域住民の運営による交流の場との連携や、新たな施設等の整備にあたっての地域交流スペースの設置の働きかけ等の取組を検討していきます。	参考意見
④	計画（素案）の 106～115 ページ 市として夜間や早朝の介護を実施することは考えられないか。	計画の 89、92 ページ 現在、市内には、夜間対応型訪問介護と 24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所が各 1 か所あり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、さらに整備を進めていくことを記述しています。	反映済み
⑤	計画（素案）の 106～115 ページ ボランティアは、自分自身の介護・看護を考える啓発として有効である。	計画の 92～93 ページ 介護予防見守りボランティアを重点事業とし、取り組んでいくことを記述しています。 今後も、様々なボランティア活動に積極的に参加していただけるよう広報等に努めています。	反映済み
⑥	計画（素案）の 106～115 ページ 日頃仕事をしている人や学生等の現役世代の参加も重点的課題だと思う。福祉・地域関係の講座（セミナー）を、平日日中と平日夜間、土・日、祝祭日の重複した開催ができないか。	計画の 92～93 ページ 福祉人材の育成について、全ての年齢層の市民に関心を持っていただくような広報等、様々な角度から機会を捉えて進めています。	参考意見
⑦	計画（素案）の 106～115 ページ 在宅サービス、施設サービスの質の向上の具体策は何か	計画の 94～95 ページ 介護サービス事業所連絡会での情報提供や研修、介護相談員の施設等への派遣、福祉サービス第三者評価の受審費補助等、サービスの質の向上に資する取組を引き続き行っていくことを記述しています。	反映済み
⑧	計画（素案）の 106～115 ページ 施設職員の言葉使い、しぐさ、現実の姿は腹立たしい。全員研修を受け直してほしい。	計画の 94～95 ページ 介護相談員派遣等事業における、施設を訪問してのサービス利用者からの不満や疑問等の聴取、介護サービス事業所連絡会での情報提供や研修等、サービスの質の向上に資する取組を引き続き行っていくことを記述しています。	反映済み

	計画（素案）の 106～115 ページ	計画の 94 ページ	
⑨	社会福祉協議会とヘルパー事業所、地域包括支援センターとのコミュニケーションを密にとり、事故を防ぐようすること。	介護サービス事業所連絡会の開催を通じ、市内介護サービス事業所と関係公共機関が連絡及び調整を行い、サービスの質の向上に努めていくことを記述しています。 なお、介護サービスの提供による事故の速やかな解決及び再発防止のため、事業者は、市への事故報告を行うこととなっています。	反映済み

○医療との連携強化について

	意見の概要	意見への対応	反映状況
①	計画（素案）の 116～118 ページ 一人暮らしでも在宅医療を利用して生活できるようにしてほしい。	計画の 97～98 ページ 高齢者が必要な医療や介護を受けながら地域で暮らし続けることができるようするために、介護と医療の連携について記述しています。	反映済み
②	計画（素案）の 116～118 ページ 昭和病院等に老人科（1か所で総合的に診る科）をつくるように市が働きかけてほしい。	計画の 97～98 ページ 総合的な診療を行う医師の仕組みを国も検討していることから、その推移を注視していきます。	参考意見

○その他施策について

	意見の概要	意見への対応	反映状況
①	事業や施設の名称をわかりやすく、手続きがしやすいようにしてほしい。（センター、見守りという言葉がたくさんある）	市報やパンフレットの配布等を通じ、事業や施設の分かりやすい周知・普及に努めるとともに、新たな事業の開始にあたっては、制度上の位置づけを踏まえながら、分かりやすい名称についても考慮していきます。	参考意見
②	予算が限定される中で、施策が後退しないようにお願ひしたい。	市議会での審査、市の実施する行政評価や、介護保険運営協議会での検討を行う中で、必要な施策の推進に努めてまいります。	参考意見
③	いろいろな困難にも、根気よく、粘り強く進めてほしい。	本計画の対象期間は3年間ですが、地域包括ケアシステムの構築に向けては、中長期的な視野に立った継続的な取組が必要と考えています。	参考意見

第6章 介護保険事業の見込量と介護保険料

○介護保険料について

	意見の概要	意見への対応	反映状況
①	計画（素案）の129～130ページ 消費税を早く10%に増税して、全国民から資金を調達すべき。	計画の111～118ページ 消費税財源を活用しての、低所得者の保険料の軽減割合の拡大等、制度の動向を注視していきます。	参考意見
	計画（素案）の129～130ページ 年金は下がるのに、保険料は上がっていく矛盾はどうにかならないか。	計画の111～118ページ 保険料は、介護サービス等に係る費用の財源の一部となっており、その割合は全国一律に定められています（第1号被保険者は平成27年度から22%）。 高齢化の進行等に伴う介護ニーズの増大が予測される中、介護保険料の上昇は避けられないところですが、市では、保険料の上昇抑制のため、介護予防や給付の適正化等に取り組んでいるところです。	
③	介護保険料を上げないでほしい。	計画の111～118ページ 各施策の推進は、府内各課と関係機関等との連携が必要です。 また、行政と市民・事業者、関係機関等がそれぞれの役割と連携のもとに協働して取り組む必要があります。 施策の進捗状況については、年度ごとに市から報告を行います。 計画の推進体制についての記述を追加しました。	参考意見

第7章 計画の推進体制

	意見の概要	意見への対応	反映状況
①	計画（素案）の135～136ページ 計画をきちんと、下部組織任せにせず進めてほしい。	計画の122～123ページ	一部反映
	計画だけでなく実行を。	各施策の推進は、府内各課と関係機関等との連携が必要です。 また、行政と市民・事業者、関係機関等がそれぞれの役割と連携のもとに協働して取り組む必要があります。 施策の進捗状況については、年度ごとに市から報告を行います。 計画の推進体制についての記述を追加しました。	
③	介護福祉行政の充実は、市役所の責任との声があったが、それにより行政機構が肥大化しては本末転倒。計画の実効性を持たせるために自分も役立ちたい。	計画の122～123ページ 各施策の推進は、府内各課と関係機関等との連携が必要です。 また、行政と市民・事業者、関係機関等がそれぞれの役割と連携のもとに協働して取り組む必要があります。 施策の進捗状況については、年度ごとに市から報告を行います。 計画の推進体制についての記述を追加しました。	一部反映
	色々な試みを充実してやってほしい。府内の横のつながりを広い視野で計画を考えてほしい。		

◆素案全体

	意見の概要	意見への対応	反映状況
①	高齢者が安心して暮らせる街づくりを是非お願いしたい。	今後とも、限られた財政状況の中で、適切な事業運営を行っていきます。	参考意見